

福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を福岡市長（以下「市長」という。）が認定する場合における事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を「福岡市トライアル優良商品創出者」（以下「認定事業者」という。）として認定し、認定事業者の福岡市トライアル優良商品の調達機会を拡大し、販路開拓を支援することで、本市の経済活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新商品等 申請時において、第5条の申請者が販売又は提供を開始してから5年以内である物品又は役務（自ら開発し、消費者へ直接販売又は提供するものに限る。）をいう。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬、工事における工法及び技術その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするものを除く。
- (2) 福岡市トライアル優良商品 第8条に基づき認定を受けた認定事業者の実施計画に係る新商品等をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法上に規定のない法人等で別表第1に定める者をいう。
ただし、以下の者を除く。
 - ① 国又は地方公共団体が出資等を行っている者。
 - ② 次のアからエのいずれかに該当する者（みなし大企業）。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
 - エ その他、大企業が実質的に経営に参画していると市長が認めた者
- (4) 大企業 前号に規定する中小企業者以外のものをいう。

(応募資格)

第4条 第5条第1項の申請者となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有し、事業を営んでいる者
 - (2) 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない者
 - (3) 申請から認定の期間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者
 - (4) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 第1項の規定に関わらず、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排

条例」という。)第6条の規定に基づき、次の各号に該当するものは認定を受けられないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、暴力団の排除に関し福岡県警察への照会確認を行うため、認定対象者(法人にあっては、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項について明らかにした計画(以下「実施計画」という。)を作成し、市長が指定する日までに、福岡市トライアル優良商品認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 新商品等の生産・提供の目標
 - (2) 新商品等の内容
 - (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
 - (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 2 申請者は、申請の際に、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 法人にあっては、定款及び、登記事項証明書の写し、個人にあっては、住民票記載事項証明書(住民票が市外にある場合は、市内に主たる事務所を有することが確認できる書類)。
ただし、いずれの証明書も申請日前3カ月以内に交付を受けたものに限る。
 - (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
 - (3) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類)
 - (4) その他新商品等の詳細がわかる資料(パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)
 - (5) 役員名簿(第4条第3項に基づく福岡県警察への照会確認に使用)(様式第3号)
 - (6) 申立書(個人の場合)(様式第4号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意に基づき市税に係る徴収金等の納付状況を確認できる場合は、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の添付を省略できる。(様式第2号)

(認定基準)

第6条 市長は、前条の規定により提出された認定申請書に記載された実施計画が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請者を認定事業者として認定するものとする。

- (1) 当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている物品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている物品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の物品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産、提供及び販売の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品等の生産又は提供による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なもの

であること。

- (4) 当該実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (5) 当該実施計画が公序良俗に反する恐れがないこと。

(評価検討会の設置)

第7条 市長は、第5条の申請に係る実施計画について、前条の認定基準に適合するものかどうかについて必要な事項を審査するためにトライアル優良商品認定事業評価検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その意見を聴くものとする。

- 2 検討会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定事業者の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により申請者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による認定の期間は、市長が認定事業者に対して認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(実施計画の変更)

第9条 認定事業者は、実施計画のうち福岡市トライアル優良商品の内容、福岡市トライアル優良商品の生産、提供及び販売の実施方法又は福岡市トライアル優良商品の生産、提供に必要な資金の額及びその調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合、当該変更後の実施計画が第6条の認定基準に適合するものかどうかについて審査しなければならない。
- 3 前項の規定により市長が当該変更後の実施計画を審査しようとするときは、第7条の規定を準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 4 市長は、第1項の規定により当該実施計画の変更を承認したときは、速やかにその旨を認定事業者に通知するものとする。承認しないことを決定したときも、また同様とする。

(実施計画の中止)

第10条 認定事業者は、認定期間中に認定申請書に基づく事業を中止したときは、事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定に基づく認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していない場合
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当しないこととなった場合
- (3) 第6条に定める認定基準に適合しなくなった場合
- (4) 不正な手段により認定を受けた場合
- (5) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定することが不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該認定事業者に通知する。
- 3 第1項の認定の取消しにより損失が発生したときは、当該事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第 12 条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は福岡市トライアル優良商品についての調査をすることができる。

(認定事業者への支援)

第 13 条 市長は、認定事業者に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 福岡市トライアル優良商品の普及促進を図るため、福岡市トライアル優良商品に関する広報活動を行う。
- (2) 福岡市トライアル優良商品の活用が見込まれる本市の機関に対し、福岡市トライアル優良商品の性能、品質、数量、価格等の情報を周知する等、庁内における調達促進に向けた取り組みを行う。

(事務の担当)

第 14 条 この要綱の運用に関する事務については、経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課において行う。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、経済観光文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱様式第 1 号（第 5 条関係）の規定により作成された様式は、この要綱による改正後の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱様式第1号（第5条関係）の規定により作成された様式は、この要綱による改正後の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱様式第1号（第5条関係）の規定により作成された様式は、この要綱による改正後の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱様式第1号（第5条関係）の規定により作成された様式は、この要綱による改正後の福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条関係）

(中小企業者)	(下記のいずれかを満たすこと)	
業種区分	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業（⑤を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（⑥⑦を除く）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

様式第1号（第5条関係）

福岡市トライアル優良商品認定申請書

年 月 日

宛先 福岡市長

所在地	
氏名又は名称 及び 代表者名	

福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱第5条の規定に基づき、認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。提出した書類、記載内容は事実と相違ないことを申し添えます。

1 新商品等の名称	
2 申請区分	(1) 物品 (2) 役務（サービス） ※該当するいずれかの項目を○で囲んでください。
3 添付書類	(1) 実施計画書 (2) 定款及び登記事項証明書 (個人の場合は住民票記載事項証明書。住民票が市外にある場合は、市内に主たる事務所を有することが確認できる書類) (3) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）又は 市税に係る徴収金の滞納状況照会に関する同意書（様式第2号） (4) 直近2営業期間の営業報告書又は事業報告書、 貸借対照表、損益計算書（これらの書類がない場合は、直近1年間の事業内容等を記載した書類） (5) その他新商品等に関する資料（パンフレット等） (6) 役員名簿（様式第3号） (7) 申立書（個人の場合：様式第4号） (8) その他市長が必要と認める書類

実施計画書

1 認定を受けようとする者の概要

フリガナ			
名称			
フリガナ			
代表者名			
所在地			
TEL		FAX	
URL	http://		
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
株主構成 (主な株主)	株主名	株式数(株)	シェア(%)
従業員数 (代表者を含む)	合 計 常用： 名、臨時： 名、合計： 名 うち、福岡市内 常用： 名、臨時： 名、合計： 名 ※福岡市のみの場合、合計と同様の数字を記入してください。		
業種			
会社等の事業内容			
担当者連絡先	部署名		
	役職・氏名		
	TEL		
	E-mail		

2 新商品等の内容

(1) 概要

フリガナ				
新商品等の名称				
販売開始時期	(申請時において販売又は提供を開始してから5年以内の物品及び役務が対象です。 年 月 日			
販売価格	1 単位あたり 円 (税抜実売価格) (単位:)			
国・地方自治体等での受注実績	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (発注先: 時期: 年 月)			
新商品等の概要	(申請する新商品等の用途・機能・特徴等について記入してください。)			
知的財産権の取得、出願等				
過去3年間の売上状況 (今回申請する商品のみの売上)	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	売上数量			
	売上高			
関係協力機関				
公的支援の利用状況	(新商品等について、国、県等の補助金など支援制度の利用があれば記載してください。)			

(2) 新商品等の新規性・独自性等

新商品等の新規性・ 独自性・優位性	(申請商品のみが持つ強み、工夫等について具体的に説明してください。)
技術の高度化、経営 の能率の向上、住民 生活の利便の増進に 寄与する内容	(社会環境や市場環境を背景として、どのような課題を解決し、どのようなニーズに対応するのか、具体的に記入してください。)

(3) 新商品等の市場性

想定される顧客	
想定される市場規模	
新商品等の 普及の見込	

(4) 新商品等の生産・提供及び販売方法

今後3年間の 生産目標及び 生産時期	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	生産数量			
	生産額	千円	千円	千円
生産・提供の 形態	<p>【物品の場合】 該当する項目に■をつけてください。 <input type="checkbox"/> 自社生産 <input type="checkbox"/> 共同生産(自社割合 %) <input type="checkbox"/> 委託生産</p> <p>※委託生産の場合は、次の事項を記載してください。 委託生産先事業者名： (住所：) 委託内容：</p>			
	<p>【役務（サービス）の提供の場合】 該当する項目に■をつけてください。 <input type="checkbox"/> 自社提供 <input type="checkbox"/> 一部委託提供</p> <p>※一部委託の場合は、次の事項を記載してください。 委託先事業者名： (住所：) 委託内容：</p>			
生産・提供に必要な機械設備・ 機器等の概要				
資材部品等の 調達概要	(※資材部品や提供に必要な資源の調達先や外注先を記載してください。)			
新商品等の 販売方法等	(※販売ルート、主な販売先、納期、商品の品質保証期間等について記載してください。)			
今後3年間の 売上目標及び 売上高	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	売上数量			
	売上高			
その他特記項				

(5) 新商品等の生産・提供に必要な今後3年間の資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区 分	年 月期	年 月期	年 月期	備考
資金需要額 (内訳)				
①原材料費				
②機械装置・ 工具器具費				
③外注加工費				
④技術指導 受入費				
⑤直接人件費				
⑥広報宣伝費				
⑦その他経費				
合計 (a)				
資金の調達方法 (内訳)				
①自己資金				
②借入金				
③投資				
④補助金				
⑤その他				
合計 (b)				

【記載要領】

- 1 合計 (a) と (b) は一致すること。
- 2 資金調達方法のうち②借入金、③投資については、その機関の名称を、④補助金については具体的補助事業名を、備考欄に記入すること。

様式第2号（第5条関係）

市税に係る徴収金の滞納状況照会に関する同意書

（宛先）福岡市長

福岡市トライアル優良商品認定事業の応募資格である「福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない者」の確認にあたり、市税の課税状況及び納付状況についての照会が行われることに同意します。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

様式第3号 (第5条関係)

役員名簿

役職名	フリガナ	生年月日	
	氏名		
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日
		明・大・昭・平・令	年 月 日

この役員名簿により収集した個人情報について、暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

所在地	
氏名又は名称 及び 代表者名	

申立書

私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者
又は破産者で復権を得ない者でないことを申し立てます。

年 月 日

(宛先)
福岡市長

氏名	
----	--

実施計画変更承認申請書

年 月 日

宛先 福岡市長

所在地	
氏名又は名称 及び 代表者名	

年 月 日付けて認定を受けた実施計画について、下記のとおり変更したいので、福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱第9条に基づき申請します。

記

1. 変更事項・理由

2. 変更事項の内容

変更後	変更前

事業中止届

年 月 日

宛先 福岡市長

所在地	
氏名又は名称 及び 代表者名	

年 月 日付で認定を受けた実施計画について、下記のとおり中止いたしますので、福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱第10条に基づき提出します。

記

1. 福岡市トライアル優良商品名

2. 中止とする理由